

令和5年度新任自治会長説明会 令和5年5月20日(土) 質疑応答一覧(概要)

	質問内容	回答担当	回答内容
1	コミュニティ助成事業の一般コミュニティ助成について、自治会活動に直接必要な設備等の整備とありますが、具体的にどのような物品が対象となるのか教えてください。	コミュニティ課	過去の事例では、プリンターや自治会館の机・椅子等が対象となっております。その他どのようなものが対象となるかは、主催者の財団法人自治総合センターに確認し、回答する形となります。 財団法人自治総合センターのホームページ(コミュニティ助成→「令和〇年度実施計画」PDF)に過去に対象となった主な物品が掲載されていますので、ご参考ください。 https://www.jichi-sogo.jp/lottery/community
2	コミュニティ保険について、対象外の事例に「地域清掃」とあるが、ごみゼロは対象外の活動なのですか。	コミュニティ課	対象外の事例は、「地域清掃」ではなく、「地域清掃において、動力を使用した機器(草刈り機等)を起因したものとご案内しております。実際に保険の適用となるかは、実際の現場の状況など個別具体的に保険業者と協議の上判断されるため、コミュニティ保険に関連すると思われる事故が起こった際にコミュニティ課までご相談ください。
3	空家対策について以下2点については教えてください。 ①市としての施策内容 ②自治会でできること	建築住宅課	①令和4年12月に「流山市空家等対策計画」を策定し、通報又は相談のあった空家等について、現地確認の上、所有者の特定を行い、管理不全な空家等については、条例や空家法に基づき、所有者に対し、適正な管理を依頼しています。また空家等の除去支援として、相続等により取得した家屋、敷地等の譲渡に係る特例措置(空家等の譲渡所得、3000万円)の周知を行っています。 ②自治会区域内に管理不全な空家がある時は、市役所建築住宅課(04-7150-6088)までご一報ください。
4	他の自治会で役員の定年制度を導入している自治会の事例があれば教えてください。	コミュニティ課	役員の定年制度を導入している自治会もあると拝聞しています。詳細は、他自治会の会則等を確認して、後日個別に回答します。
5	支え合い活動について、対象者のリストに基づき訪問した際に、断られることが結構ありました。文書を見ると本人の同意となっていますが、あくまで本人の同意が優先されるのでしょうか。	社会福祉課	本人の同意が優先されます。 新たに支え合い活動対象に該当した方については、名簿登載の意向を確認する通知をお送りしています。障害等級をお持ちの方や要介護認定を受けた方は、「名簿に登載してほしい」と同意の返信をいただく形ですが、75歳以上の方のみでお住まいの高齢者の方は、「名簿に登載してほしくない」と不同意の返信をいただく形になっています。2回通知を送り、返信が無い方については、同意があったとみなして、名簿に載せております。
6	支え合い活動について、民生委員の人数について、一人で見れる人数には限りがあると思いますが、どのように決められているのでしょうか。	社会福祉課	民生委員については、エリアが決まっており、そこにいらっしゃる支え合い活動対象の方を名簿でお渡ししています。
7	ごみ集積場の設置について、古くから住んでいる方たちは現在は私有地の前に輪番制で設置しているが、ごみの集積所を市で作って欲しくないかという声があります。また、このような話を出前講座の中で相談してもよろしいのでしょうか。	クリーンセンター	流山市には約6,000か所ごみ集積場があり、そのほとんどが道路上です。その設置を市で行うとなりますと、土地の買い取りなどで現実的では無いお話しとなります。 近隣自治体でもそのようなことを行っている自治体は聞いたことがありません。 例えば、ごみの出前講座をご利用されたときに、他の自治会ではどのように運営しているかなどのご提案はできますので、是非ご活用ください。
8	支え合い活動について、名簿を提出していただいても、個人情報漏えいの危険性や管理責任が重く、誰も管理したくないという話があります。名簿が無くても支え合い活動はできないのでしょうか。その場合には、補助金の対象となるのでしょうか。	社会福祉課	パトロールなどの際に、異変がないかどうか確認いただくだけでも支え合い活動の一環となりますので、自治会のご負担の無い範囲で活動いただけたらと思います。 ただし、補助金の対象については、名簿の受け取りが必要となります。

	質問内容	回答担当	回答内容
9	<p>支え合い活動について、提出してなくても同意とみなされるのは、おかしいのではないのでしょうか。通常ですと、提出を受けて同意という流れだと思います。</p>	社会福祉課	<p>75歳以上の方のみでお住まいの高齢者の方のうち、名簿登載の意向確認の通知への返信が無かった方を名簿に登載することとなった経緯について、同意を得て行うことが望ましいというのが大前提にあるところですが、その結果、支援を必要とする方の多くが漏れてしまうのでは、有効な支え合い活動の促進には支障となることと、75歳以上の福祉や介護サービスと接点が無い方が名簿から漏れてしまうと、孤独死などの問題に繋がってしまう可能性が高いことから、この方式を採用しました。</p>
10	<p>防犯灯について、LED灯に代わってから、「暗くなった」という声があがっています。直下は明るく、周辺までは明るくなりにくいというLED灯の特性だと思いますが、実際に暗くなっているのか、スペック・特性をお伺いしたいです。また、LED灯の特性により暗いと思った際に、設置を要望することは可能でしょうか。</p>	コミュニティ課	<p>過去の蛍光灯に比べると、照度自体は上がっていると認識していますが、近くに木が茂って暗くなってしまっているなど様々な事象で暗くなってしまっているケースもあると思います。その場合、ご相談いただきましたら私共で現地を確認し、現地に追加の防犯灯が必要ということでしたら、自治会長様からご要望をいただくことも可能ですので、個別具体的な相談がございましたら、コミュニティ課までご連絡ください。</p>
11	<p>自治会館維持管理補助金について、要望の申請が前年度の8月頃までとなっています。一方で、集合住宅向け電気自動車充電設備設置補助金は、工事完了後の申請となっています。前年度だと工事業者の確定や見積書の徴収などが終わっておらず、自治会館維持管理補助金についても、工事完了後又は工事中に申請しても受付してもらえるようにならないのでしょうか。</p>	コミュニティ課	<p>予算の建付け上、前年度にご要望をいただいて、必要なものを翌年度に予算確保し、執行していくこととなっております。公金の取扱い上、取扱いの変更については困難な状況です。ただし、今回の説明会も含めまして、自治会様が翌年度に実施できるようにバックアップ体制は取らせていただいておりますので、何卒よろしく願いいたします。</p>